

令和4年度
小田原市民間提案制度募集要領
(市有物件の民間貸付による有効活用)

令和4年(2022年)6月

小田原市

目次

1 趣旨	1
2 民間提案制度の概要	1
3 テーマ	1
4 提案の要件	1
5 参加資格	2
6 募集の流れとスケジュール	3
7 事前相談・現地見学	4
8 参考資料	4
9 提案の受付	4
10 提案の審査（協議対象の選定）	5
11 審査結果の通知・公表	6
12 詳細協議及び契約締結等	6
13 事業のモニタリング	7
14 その他	7
15 問合せ先	8

1 趣旨

本市では、近年、少子高齢化や人口減をはじめとする社会構造の変化などにより、地域が抱える課題自体が高度化・複雑化し、これまで各種課題の解決を主に担ってきた行政の経営資源（ヒト・モノ・カネなど）だけで、対応することは難しくなってきました。

これらの課題に、より適切に対応し、魅力的で持続可能なまちづくりを実現するためには、市場原理の中で培ってきた独自のノウハウや各種資源を有する民間事業者との連携を飛躍的に強化・推進することが求められます。

こうした状況を踏まえ、本市では民間事業者の発意による提案を、市と民間事業者が対等の関係で協議したうえで事業化していく「民間提案制度（以下、本制度という）」を運用しています。

本募集要領は小田原市民間提案制度運用指針に基づき、提案募集等に関して必要な事項を定めるものです。

2 民間提案制度の概要

本制度は、民間事業者から本市の地域課題の解決につながるもの等に関する提案を募集し、内容を審査した結果、採用と判断した提案について提案者と協議を行い、協議が調った場合には提案者と契約締結等を行い、事業化するものです（協議不調や関係予算不成立の場合には、提案は事業化されません）。

3 テーマ

「市有物件の民間貸付による有効活用」をテーマに、次の対象施設を賃貸し、利活用する提案を求めます。施設の詳細については、別紙「豊島邸特記事項」（以下「施設特記事項」という。）のとおりです。

対象施設 豊島邸（小田原市栄町四丁目700番1）

4 提案の要件

(1) 提案内容

ア 提案内容は、対象物件に関するもので次のいずれかに該当するものとします。

- ① 地域課題の解決につながるもの
- ② まちの魅力向上につながるもの
- ③ 生活の質の向上につながるもの
- ④ 地域経済の好循環につながるもの
- ⑤ 歳入の増加、歳出の削減につながるもの

イ 原則として、本市における新たな財政負担を伴わないものとします（本市が新規に予算計上をすべきと判断したものについては、この限りではありません。）。

(2) 提案対象としないもの

ア 既存の業務委託等について、単に受託者になろうとするもの

イ 単に事業や施設の廃止をしようとするもの

ウ 市職員が行っている業務の単純な委託化

エ 法令等により、市が直接行うものとされているもの

(3) その他の要件

その他の要件については、別紙の施設特記事項に示します。

5 参加資格

提案者は、市内、市外を問わず、次に掲げる要件をすべて満たす法人、個人事業主若しくは任意団体又は法人等のグループとします。

また、グループの場合は、全構成員が要件を満たしていることとします。

なお、市外の法人等のみでの提案も可能ですが、「地域経済の好循環」の観点から、事業実施に当たっては、市内事業者等への発注や地場産品の活用など、市内事業者との連携を図ることを要件とします。

(1) 提案内容の実施主体となる意思があること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(3) 小田原市暴力団排除条例(平成23年小田原市条例第29号)第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

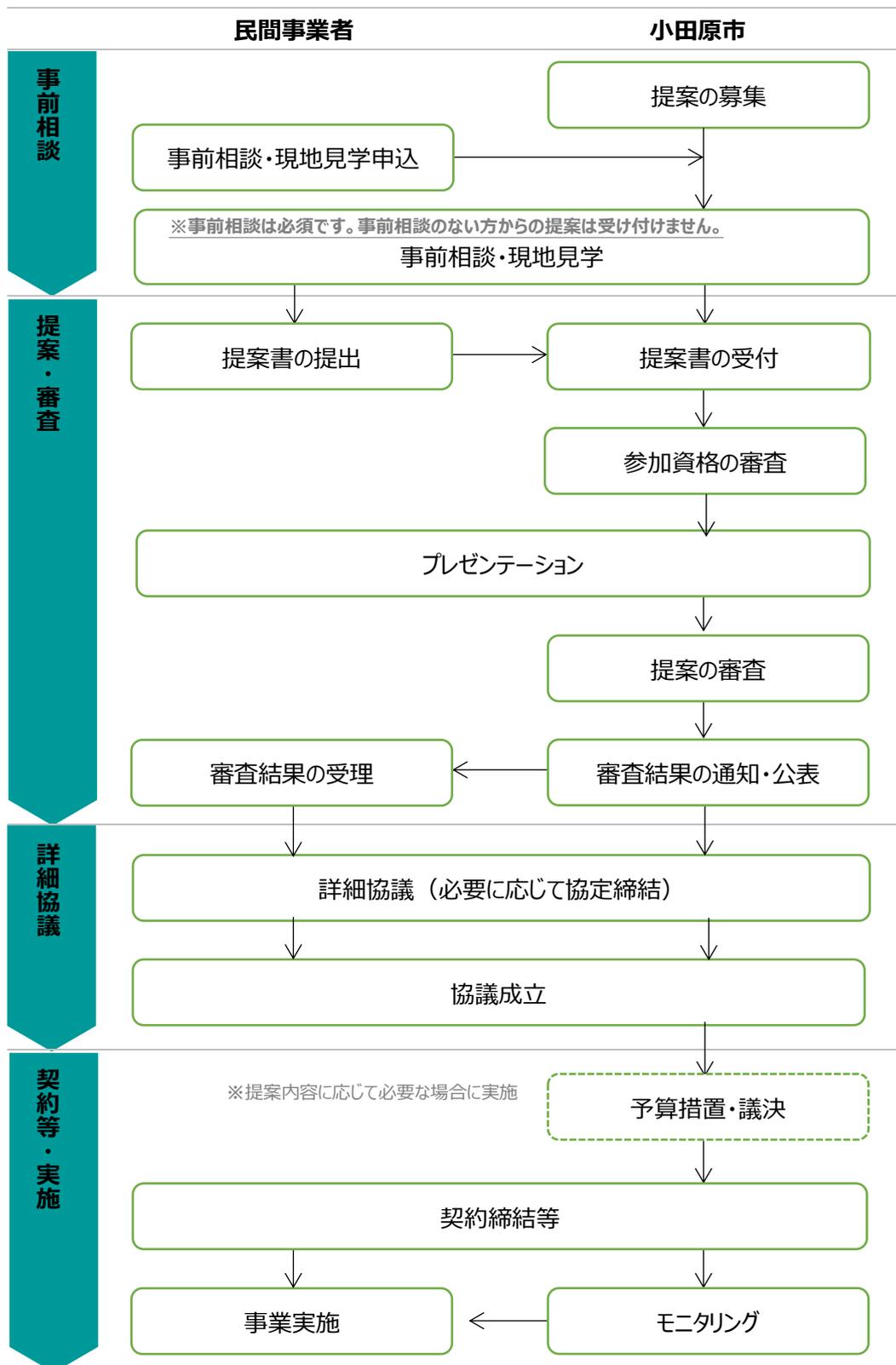
(4) 提案受付期限から審査結果公表の日まで、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 国税及び地方税に滞納がないこと。

※ グループで応募する場合には、代表となる事業者を決め、代表事業者が提案書類を提出してください。また、提案時にすべての構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

6 募集の流れとスケジュール



7 事前相談・現地見学

提案書作成のための事前相談及び現地見学を受け付けます。事前相談は、提案の実現可能性を高めるため必須とします。事前相談を行っていない方からの提案は受け付けません。現地見学は希望者のみとし、見学の有無が審査に影響を及ぼすことはありません。

ただし、本施設の現状を確認していただいた上での事前相談を推奨します。

なお、事前相談及び現地見学は個別に実施し、相談内容は非公開とします。

(1) 申込期間

令和4年(2022年)6月15日(水)～7月15日(金)午後5時まで

※ 事前相談の期間は8月31日(水)までとします。

(2) 申込方法

市ホームページの「事前相談・現地見学申込フォーム」または、事前相談・現地見学申込書(様式1号)を未来創造・若者課(下記「9提案の受付(3)提出先」を参照)に提出し、お申込みください。

(3) 実施日時等

事前相談・現地見学の日時及び場所については、個別に電子メール等で調整します。オンラインでの事前相談も可能です。

※ 書面による質疑回答は行いませんので、事前相談の際にご質問ください。

8 参考資料

事前相談の申込者を対象に、参考資料の配布及び閲覧の機会を設けます。対象資料については、別紙の施設特記事項に示します。

9 提案の受付

(1) 受付期間

令和4年(2022年)8月25日(木)～9月7日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

提案書類を持参又は郵送(期限内必着)により提出してください。郵送で提出する場合は、必ず「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかで提出してください。

(3) 提出先

担当：小田原市 未来創造・若者課

住所：〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1丁目1番15号

ミナカ小田原 小田原新城下町2階 おだわらイノベーションラボ

TEL：0465-33-1738

(4) 提案書類等

次の書類を A4 サイズで作成し、紙媒体で 2 部（正本 1 部、副本 1 部）、電子データを記録した CD-R を 1 枚提出してください。

- ア 提案提出書（様式 2 号）
- イ 誓約書（様式 3 号）
- ウ 提案者に関する基本的事項（様式 4 号）
- エ 提案概要書（様式 5 号）
- オ 補足資料（様式の指定はありません。提案概要書を補足する資料が必要な場合は、A4 または A3 サイズで作成してください。）
- カ 財務諸表（直近 2 年分）
- キ 国税及び地方税納税証明書
- ク プレゼンテーション資料（パワーポイント等）

※ 小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、登記事項証明書もあわせて提出してください。

(5) 提案書類の取扱い

- ア 提出書類は返却しません。
- イ 提出された提案書等は、提案審査の目的以外には使用しません。
- ウ 提案書等は、小田原市情報公開条例（平成 14 年小田原市条例第 32 号）に基づく公開請求の対象となりますが、公開範囲については、事前に提案者への意見照会を行い決定します。提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものは非公開とします。

10 提案の審査（協議対象の選定）

(1) 提案の審査

- ア 民間提案制度審査委員会において審査を行います。
- イ 審査委員は、本市職員で構成するものとしますが、必要に応じて外部有識者の意見を聴取する場合があります。
- ウ 提案書に基づくプレゼンテーションを受けて審査します。
- エ 応募が多数になった場合は、提出書類による 1 次審査を行う可能性があります。
- オ 参加資格の審査は、事務局で実施します。

(2) プレゼンテーション審査

ア 実施予定日

令和 4 年(2022 年) 9 月中旬以降

イ 実施場所

おだわらイノベーションラボ

住所：小田原市栄町 1-1-15（ミナカ小田原新城下町 2 階）

※ 実施日時、詳細な場所については提案の受付期間終了後に別途通知します。

ウ 出席人数

3人以内

エ 実施方法

- ① 20分以内で説明していただき、説明に対して20分程度の質疑応答を行います。
- ② プレゼンテーションで使用する資料は、提案の受付期間に提出されたプレゼンテーション資料とし、新たな内容の資料提示及び追加資料の配布は認めません。
- ③ 審査は非公開とします。
- ④ プロジェクター、スクリーン（100インチ）及びHDMIケーブルは市が用意します。プロジェクターに接続するパソコンは提案者が準備してください。

(3) 審査基準

別紙の施設特記事項のとおりです。

11 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果

提案審査の結果は、文書で提案者に通知するとともに、市ホームページで公表します。

審査結果	対応内容・ホームページへの公表内容
採用	対応内容：事業化に向けた協議を行います。 公表内容：提案名称、提案概要及び提案者名
次点	対応内容：採用された提案が辞退となった場合や協議がまとまらなかった場合には、次点提案者との協議を行います。 公表内容：提案名称
不採用	公表内容：提案名称

※ 採用となった提案者には審査結果の公表のため、事業内容の概要書を作成していただきます。

(2) 通知時期

令和4年(2022年)9月下旬以降

(3) 審査結果に関する質問

提案事業者からの審査結果に関する質問については、書面により受け付けます。その場合、審査結果通知日（市ホームページ掲載日）の翌日から起算して3日以内（土、日、祝日を除く）に書面により提出してください。

12 詳細協議及び契約締結等

(1) 詳細協議

ア 採用となった提案については、提案内容を基に事業化に向けた詳細協議及び必要に応じて関係者との調整を行います。

- イ 協議に当たっては、必要に応じ、市と提案者の間で事業化に向けた協定を締結するものとします。
- ウ 協議の期間は、原則として提案の採用から12箇月以内とします。ただし、市及び提案者は、できる限り短期間で協議が調うよう努めるものとします。
- エ 協議の結果は、市ホームページで公表します。
- オ 協議が調わなかった場合（合意に至らなかった場合）、提案内容は事業化されず、協定を締結していた場合は協定を解除します。協議の過程において提案者が負担した費用やリスク等については市は責任を負いません。

(2) 予算措置・議決

協議が整ったものは、必要に応じて予算措置及び議決の手続きを進めます。

(3) 契約締結等

協議及び予算措置等が成立したときは、契約締結等を行います。

13 事業のモニタリング

利活用事業者は、事業実施後の市のモニタリング調査に協力するものとします。

14 その他

- (1) 応募に関する費用及び詳細協議に関する費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属するものとします。
- (3) 市内の法人等による提案においても、事業実施に際して、積極的に市内業者と連携するよう努めてください。
- (4) 失格事項
提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。
 - ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 提案書類の提出後に参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式6号）を提出してください。
- (6) 民間提案制度は、解除条件付きの制度であり、関係予算が成立しない等の理由により提案の事業が実施できなくなった場合には、提案は事業化されません。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、実施方法を変更する場合があります。その場合には、市ホームページでお知らせするとともに、事前相談にお申込みいただいた方に個別にご連絡いたします。

(8) この募集要領に定めのない事項については、提案者と市との協議のうえ、決定することとします。

15 問合せ先

小田原市未来創造・若者課（担当：長崎、松藤）

住所：〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1丁目1番15号

ミナカ小田原 小田原新城下町2階 おだわらイノベーションラボ

TEL：0465-33-1738 FAX：0465-33-1286

Mail：mi-kyoso@city.odawara.kanagawa.jp